

砂川市出会い創出支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、市内への定住を促進し、少子化に対応するため、独身男女の出会いを創出する事業を実施する団体等に対して補助金を交付することにより、その事業を支援することを目的とする。

(対象団体)

第2条 対象団体は、市内に居住又は勤務する者で組織され、継続的に活動している市内の民間団体及び市内の民間団体等で構成する実行委員会等の団体で、市長が適当と認めるものとする。ただし、宗教活動、政治活動、選挙運動若しくはこれらの団体の宣伝活動を行うもの又は公益を害するおそれのあるものについては、対象としない。

(対象事業等)

第3条 対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 20歳以上の未婚の男女が出会うための交流会、イベント等の事業(以下「交流会等」という。)を企画し、実施すること。
- (2) 交流会等は、10人以上の参加者で構成され、そのうち市内に居住、又は勤務する者が半数以上であること。また、事業を実施する団体の関係者に限定することなく、広く参加者を募るものであること。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 営利を主たる目的としていないこと。

(補助金等)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる対象となる経費の合計額(1,000円未満切捨)とし、1事業につき20万円を上限に予算の範囲内で補助する。ただし、国、道又は他の補助金を受けて実施する場合は、本補助金の対象としない。

2 同一の対象団体の補助事業数は、1年度当たり3回までとし、かつ、補助金の合計額は40万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者(以下「代表者」という。)は、対象事業を実施する日の1月前までに、砂川市出会い創出支援事業費補助金交付申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、砂川市出会い創出支援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(別記第2号様式)により、代表者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 代表者は、補助金の交付決定を受けた後において、第5条の申請内容を変更又は中止しようとするときは、直ちに砂川市出合い創出支援事業費補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた代表者は、当該事業完了後、2月以内に砂川市出合い創出支援事業費補助金実績報告書（別記第4号様式）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査の上、補助金の交付額を確定し、砂川市出合い創出支援事業費補助金交付額確定通知書（別記第5号様式）により、代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を通知したときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年12月1日から施行する。

別表（第4条関係）
補助対象経費一覧表

| 対象となる経費 | 対象とならない経費 |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| 1 会場使用料及び借上料（備品及び音響機器を含む。） | 1 飲食に係る費用（飲食材料費を含む。） |
| 2 バス借上料 | 2 参加者の旅費及び交通費 |
| 3 広告宣伝費 | 3 その他専ら参加者個人の受益に係る費用及び参加者個人で負担すべき費用 |
| 4 講師・司会者費用（謝礼及び旅費） | 4 事務所等の管理費用 |
| 5 事務経費（実行委員会等の構成員に対する人件費や謝礼を除く。） | 5 社会通念上適当でないと認めた費用 |
| 6 その他消耗品費（ゲーム消耗品等を含む。） | |

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

砂川市長 様

所在地
団体名
代表者氏名

砂川市出合い創出支援事業費補助金交付申請書

砂川市出合い創出支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の内容

4 事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日（予定）

5 補助対象経費 円

6 補助金交付申請額 円

7 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 予算書
- (3) 団体等概要
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

砂川市長

砂川市出会い創出支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました砂川市出会い創出支援事業費補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、砂川市出会い創出支援事業実施要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

| 事業の名称 | |
|---------|---------------------------|
| 1 交 付 | 砂川市出会い創出支援事業費補助金 円を交付します。 |
| 2 不 交 付 | (理由) |

年 月 日

砂川市長 様

所在地
団体名
代表者氏名

砂川市出合い創出支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた砂川市出合い創出支援事業費補助金について、下記のとおり（ 変更 ・ 中止 ）したいので、砂川市出合い創出支援事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 変更・中止の理由
- 3 変更内容
- 4 添付書類
 - (1) 事業実施計画書（変更後）
 - (2) 予算書（変更後）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

砂川市長 様

所在地
団体名
代表者氏名

砂川市出会い創出支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた砂川市出会い創出支援事業費補助金について、下記のとおり実施したので、砂川市出会い創出支援事業実施要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 決算書及び領収書の写し
- (3) 事業実施に係るチラシ、ポスター、写真等
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 振込先口座

| | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|---------------|------|--|--|--|--|--|--|--|
| 振 込 先 | 金融機関名 | | 支店名 | | | | | | | |
| | 預金種目 | | 口座番号 | | | | | | | |
| | 口座名義 | (ふりがな) 氏 名 | | | | | | | | |

第 号
年 月 日

様

砂川市長

砂川市出会い創出支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました砂川市出会い創出支援事業費補助金については、下記のとおり交付額が確定しましたので、砂川市出会い創出支援事業実施要綱第9条の規定に基づき、通知します。

記

| | |
|-------|---------|
| 事業の名称 | |
| 交 付 | 交付確定額 円 |